

統計法第 35 条第 2 項の規定に基づく審議手続について（案）

〔平成 27 年 9 月 17 日〕
統計委員会決定

統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 35 条第 2 項の規定に基づく匿名データの作成に係る審議については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成 26 年 3 月 25 日閣議決定)において、匿名データの年次追加に伴う手続の簡素化が求められていることを踏まえ、匿名データ作成部局と連携を図り、以下のような措置を講じ、匿名化手法の変更点等を明らかにすることにより、効率的な審議を行うものとする。

1 新たに年次追加する場合の事前準備

- ①匿名データ作成部局は、匿名化手法に関する次の資料を作成する。
 - ・匿名データを作成している調査年次と追加する調査年次について、母集団情報や識別情報など匿名化手法を記述した「提供項目対比表」
 - ・匿名データ作成部局における検討経緯や直近の答申における「今後の課題」への対応に関する資料
- ②匿名データ作成部局は、統計委員会担当室と連携し、匿名化手法に関する資料を基に次の匿名化手法を確認する。
 - ・追加・変更された調査事項の匿名化手法
 - ・識別情報の匿名化手法
 - ・しきい値基準によるトップコーディング・アンダーコーディングの匿名化手法
- ③匿名化手法について上記①及び②により、i)母集団情報に変更がないこと、ii)調査事項別の匿名化手法に変更がないこと、iii)調査事項の変更が形式的であること(技術的な名称変更や選択肢の統合)、以上すべてが確認できた場合は、前回答申からの変更がないものと判断できず既に当該匿名化手法について意見を聴いているため、諮問審議を要さないものとし、その旨、統計委員会に報告する。なお、匿名化手法の変更について疑義がある場合は、匿名データ部会長の意見を聴いて、判断する。

2 匿名データの作成方法変更に係る諮問時の留意事項

- ①諮問時に、将来的な作成年次の追加を予定している場合は、その旨を諮問資料に明示する。また、現行の「提供項目対比表」は、「チェックリスト」の機能を統合し、審議事項を明示できる様式にするなど改善を図る。
- ②匿名化手法の変更が限定的であると匿名データ部会長が確認した場合は、匿名データ部会に付議せず答申することができる。(統計委員会の諮問の際に併せて匿名データ部会長の所見を開陳する。)

3 その他

匿名データ作成部局は、匿名データの作成・提供に関する検討・実施状況(答申における「今後の課題」の検討状況も含む。)について、統計法施行状況報告などを活用し、統計委員会に報告する。